

長野県安曇野建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年10月10日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

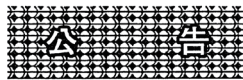
令和7年9月22日

長野県安曇野建設事務所長 林 春 樹

- 道路の種類 県道
- 路線名 豊科大天井岳線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市堀金烏川4252番の2地先から 安曇野市堀金烏川4216番の3地先まで	旧	m 7.5 ～ 13.1	km 0.1358
同 上	新	12.0 ～ 13.1	0.1358

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年9月22日

長野県知事 阿 部 守 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア中野店
中野市大字吉田柿ノ木726 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
- 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

- 4 変更した年月日
令和7年4月1日
- 5 届出年月日
令和7年5月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年9月22日から令和8年1月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年9月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
あづみのショッピングPLAZA
安曇野市穂高801番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社ファーストリテイリング	柳井 正	山梨県山口市大字佐山717番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社ファーストリテイリング	柳井 正	山梨県山口市大字佐山717番地1

- 4 変更した年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月 15 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 9 月 22 日から令和 8 年 1 月 21 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成 12 年 5 月 19 日付け 12 産振第 137 号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・I T 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 9 月 22 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシアガーデンあかしな
安曇野市明科中川手 3986 番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井 7155 番地 28
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井 7155 番地 28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井 7155 番地 28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井 7155 番地 28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井 7155 番地 28
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

- 4 変更した年月日
令和 5 年 9 月 25 日ほか
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月 15 日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年9月22日から令和8年1月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年9月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーパレット臼田店
佐久市大字田口5566番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地 3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地 3

- 4 変更した年月日
令和3年6月25日ほか
- 5 届出年月日
令和7年5月14日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 9 月 22 日から令和 8 年 1 月 21 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成 12 年 5 月 19 日付け 12 産振第 137 号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 9 月 22 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
前宮前ショッピングセンター
茅野市宮川字姫宮 1199 番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井 7155 番地 28
株式会社ナフコ
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井 7155 番地 28
株式会社ナフコ	石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井 7155 番地 28
株式会社ナフコ	石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

- 4 変更した年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月 14 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 9 月 22 日から令和 8 年 1 月 21 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成 12 年 5 月 19 日付け 12 産振第 137 号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年9月22日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア駒ヶ根店
駒ヶ根市下市場11番地8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

4 変更した年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和7年5月14日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年9月22日から令和8年1月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告します。

令和7年9月22日

長野県知事 阿部 守 一

名 称	代表者氏名	事務所所在地	免許番号	免許年月日
空間工房株式会社	岡 本 竜 人	長野市大字高田 654番地1	長 野 県 知 事 (1) 第5748号	令和3年9月7日

建築住宅課